

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第八号

##### 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成二十六年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表東広島市の項中「三一六人」を「三二七人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。